

十島村プレミアム還元事業（第三弾）を実施します！

コロナ禍において原油価格や物価の高騰を受けた生活者の支援や地域経済の活性化を図るため、村内世帯を対象に対象期間の買い物実績に対し、所定額の給付（現金振込み）を行います。申込用紙は10月初旬に全世帯へ発送予定としています。

1. 対象

基準日（令和5年9月8日）に十島村に住民登録のある世帯。

※転入転出等をされた方は期限内の手続きをお願いいたします。

2. 還元額

5,000円の買い物に対し、5,000円分の現金給付。
世帯当たり2口（10,000円応募で10,000円給付）まで応募可能。



3. 申込要件

令和5年10月1日（日）から12月28日（木）に合計5,000円～10,000円以上の買い物を行うこと。

5,000円～9,999円のレシートで申請 → 5,000円給付
10,000円以上のレシートで申請 → 10,000円給付

ぜひ、合計10,000円以上のレシートを添付してご応募ください！

4. 申込方法

全世帯に、10月初旬に申込台紙を発送いたします。

申込台紙に合計5,000円～10,000円以上のレシート（領収書）を添付し、所定の記載事項を記入の上返信用封筒にて申し込みます。

5. 対象のレシートについて

「3. 申込要件」の期間内に発行されたレシート。
（ただし以下の【対象外となる品目】を除きます。）

申込台紙 見本

様式第1号（第3弾）	
十島村物価高騰対策プレミアム還元事業（第三弾） 申請台紙	
十島村大字〇〇島 世帯主 〇〇 〇〇 様	
十島村物価高騰対策プレミアム還元事業（第三弾）に	
<input type="checkbox"/> 申請します	<input type="checkbox"/> 申請しません
この枠内にレシート（領収書）を貼り付けてください。 【申請期間】 令和5年12月31日	
レシートの合計金額が、 5,000円～9,999円 → 5,000円の給付 10,000円～ → 10,000円の給付	
【対象外となるもの】 - 現金振込み以外で購入されたもの。 - 不動産または金融商品 - たばこ - 食品券、プリペイドカード等現金性の高いもの - 贈答、贈与税、役付料等の公称印刷、電光料、水道料等 申請内容に重複等が認められる場合は、返戻金全額没収となります。 ※で承認済みのレシートは必ず添付してください。 紙面より読み出す場合は折り曲げてください。	
レシート合計額 _____ 円	
【印字先口番】 下記に口番情報を入力ください。	
店舗名称	支店名
口座区分	普通・当座
口座番号	口座番号
上記の7桁	
応募条件を確認し、上記申請内容にて申請いたします。	
連絡先（電話番号） _____ 番 号 _____	

【対象外となる品目】

- ・鹿児島県以外で購入されたもの。
- ・不動産または金融商品
- ・たばこ（たばこ事業法で定められているため。）
- ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課、電気料、水道料、通信料等

本事業は地域経済の活性化を目的とすることから、島内に売店・商店・ガソリンスタンド等の施設がある島につきましては、原則として島内で消費したレシートの添付にご協力ください。（燃料・プロパンガスも対象です）

しかし、島内に商店のない島や、入院等の理由でやむを得ない場合も想定し、鹿児島県内で発行されたレシートも対象としています。

**島内での経済活動に
ご協力ください！**

6. 給付のお振込みについて

これまでのプレミアム還元事業においては国の交付金を活用させていただいている等の理由から、「現金」は給付できないこととなっており、ギフトカードでの還元を行っていました。今回は近々の原油や物価の高騰に素早く対応するため、村の財源によって事業を行います。そのため、申請用紙に記載していただいた口座へお振込みをいたしますので、お手持ちの通帳等をお確かめになり、口座情報の記載をお願いいたします。

※申請後は迅速に振込処理を行いますが、口座情報に誤りがあった場合、お振込みが大幅に遅れることがあります。

【お問合せ先】

十島村 地域振興課
商工水産係 099-222-2101